

北海道教育委員会教育長告示第29号

北海道立青少年体験活動支援施設条例第11条第3項の規定により、北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル砂川の利用料金の額を次のとおり承認した。

令和4年（2022年）3月30日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

| 利用料金の種類 | 利用料金の額 | |
|---|---------|---------|
| | 1人1日につき | 1人1泊につき |
| 1 4歳以上の幼児 | 0円 | 340円 |
| 2 小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者 | 200円 | 670円 |
| 3 高等学校の生徒、高等専門学校及び大学の学生並びにこれらに準ずる者 | 200円 | 980円 |
| 4 1から3までのいずれかに該当する者の保護者及び引率者並びにこれらに準ずる者 | 200円 | 2,180円 |
| 5 1から4までのいずれにも該当しない者（4歳未満の者を除く。） | 200円 | 3,780円 |